

海 外 出 張 報 告 書

出張目的： IASB 会議（2018 年 5 月）傍聴

日 時： 2018 年 5 月 22 日（火）、23 日（水）

場 所： ロンドン IASB 本部

出 張 者： 企業会計基準委員会 専門研究員 岡部 健介

IASB 会議（2018 年 5 月）傍聴報告

日時：2018 年 5 月 22 日（火）、23 日（水）

スケジュール：別紙を参照

場所：ロンドン IASB 本部

2018 年 5 月 22 日、23 日に、英国ロンドンの IFRS 財団事務所にて、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）のボード会議が開催され、以下の論点が議論された。

- 基本財務諸表
- 開示に関する取組み
- 共通支配下の企業結合
- 料金規制対象活動
- のれん及び減損
- IFRS 適用上の論点
- 保険契約

【5 月 22 日（火）】

基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21）

（背景）

IASB は、基本財務諸表に関して、財務業績の計算書の構成、財政状態計算書及びキャッシュ・フロー計算書の変更の必要性を検討して、ディスカッション・ペーパー又は公開草案を公表するためのリサーチ・プロジェクトを進めている。2018 年 4 月までの IASB ボード会議での検討を踏まえて、本プロジェクトの範囲に含まれる他のトピックについて議論を継続する予定とされていた。

（今回の会議で議論された主な論点）

今回の会議では、過去の IASB ボード会議、特に 2017 年 3 月、9 月及び 2018 年 4 月の IASB ボード会議における議論、並びに 2018 年 4 月開催の会計基準アドバイザリー・フォーラムにおける議論を踏まえ、次の論点について議論が行われた。

- (1) 集約及び分解表示に関する追加的な提案
- (2) 費用の機能別及び性質別の分析
- (3) 経営者業績指標及び調整後 1 株当たり利益（EPS）に関する未解決の論点

（主な暫定決定事項）

（1）集約及び分解表示に関する追加的な提案

IASB は、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」と他の IFRS 基準に記述されている集約及び分解表示の特徴を単一のリストに統合するというスタッフ提案について議論した。IASB は集約及び分解表示の特徴の単一のリストを開発しないことを暫定的に決定した。その代わりに、IASB は、財務諸表における分解表示を改善するための提案に向けた作業を継続するようスタッフに依頼しており、当該提案には、財務情報の集約又は分解表示のためにさまざまな特徴をどのように利用できるのかの例示が含まれる可能性がある。IASB は、集約又は分解表示に関して追加のガイダンスが開発されても、当該ガイダンスは個々の IFRS 基準における具体的な集約又は分解表示の要求事項に優先するものではないことを明確化するようスタッフに依頼した。

IASB は、財務情報の集約又は分解表示に関する閾値又は反証可能な推定を導入すべきかどうかについても議論し、そのような閾値又は反証可能な推定を導入しないことを暫定的に決定した。

さらに、IASB は次のことを暫定的に決定した。

- 多額の残余残高又は「その他」残高を開示することが妥当でない場合を例示するための項目グループの分解表示の設例を開発しない。IASB は、多額の残余残高又は「その他」残高の追加的な分解表示を推奨するための原則主義に基づくガイダンスを開発できるかどうかを検討するよう、スタッフに依頼した。
- ディスカッション・ペーパー「開示に関する取組み—開示原則」で提案された基本財務諸表の役割及び注記の役割に基づいた、財務情報の記載場所（基本財務諸表か注記か）を決定するための原則を盛り込む。この原則は、基本財務諸表における最低限の行項目及び小計の表示に関する IAS 第 1 号の具体的な要求事項に優先するものではない。基本財務諸表又は注記のいずれで財務情報を提供するのかが決定することを基準が企業に認めている場合にも、企業はこの原則を適用すべきである。

（2）費用の機能別及び性質別の分析

2017 年 9 月の会議で、IASB は、IAS 第 1 号の第 99 項で要求されている費用の機能別及び性質別の分析を改善する提案について議論した。今回の会議で、IASB は次のことを暫定的に決定した。

- IAS 第 1 号の要求事項に、機能別又は性質別のいずれの方法が財務業績に関する最も有用な情報を提供するかを判断する際に考慮すべき下記の諸要因を追加する。
 - いずれの方法が、収益性の主要な構成要素又は発生要因に関する最善の情報を提供するか
 - いずれの方法が、経営者が役員会又は主要意思決定者に内部的に報告する方法及び事業の運営方法と最も密接に合致するか
 - 同業他社の実務
 - 費用の各機能への配分があまりにも恣意的となり企業の各機能の構成について十分に忠実な表現を提供しないことになるのかどうか。これに該当するような場合には、「性質別」法を使用すべきである。
- 企業が費用の分析を機能別の方法で提供する場合には、費用の性質に関する追加的な情報を要求する。この情報は、表示する機能別の各行項目の内訳としてではなく、企業レベルで提供されることになる。

(3) 経営者業績指標及び調整後 1 株当たり利益（EPS）に関する未解決の論点

2018 年 4 月の会議で、IASB は、すべての企業は、経営者の観点で、利用者に企業の財務業績を伝える利益又は包括利益の指標（1 つ又は複数）を識別しなければならないと暫定的に決定した。また、この指標が IAS 第 1 号の第 81A 項で要求されている小計又は合計ではない場合には、当該指標は経営者業績指標であり、特定の開示要求が適用されると決定した。これらの提案の目的上、IAS 第 1 号の第 81A 項で要求されている小計又は合計には、同項における既存の小計と、本プロジェクトの一環として開発された小計の提案（例えば、投資・財務・税金前利益）が含まれる。

今回の会議で、IASB は、経営者業績指標とみなされない小計及び合計のリストを拡張して、下記の一般に使用されている小計を含めることを暫定的に決定した。

- 税引前利益
- 継続事業から生じる利益
- 売上総利益（売上高から売上原価を控除したものとして定義する）

一部のボードメンバーは、文案作成の際に、これら 3 つの一般に使用されている小計を、IAS 第 1 号第 81A 項ですべての企業に表示が要求されている小計と明確に区別するよう助言した。他のボードメンバーは、これら 3 つの小計の中に、すべての企業

に表示を要求すべきものがあるかどうかを検討するようスタッフに依頼した。

今回の会議で、IASB は、複数の経営者業績指標を識別している企業に複数の調整後 EPS の開示を要求するかどうかを検討し、どの企業にも調整後 EPS の開示を要求すべきではないと暫定的に決定した。これは、調整後 EPS を注記において開示することを企業に要求するという 2018 年 4 月の IASB の決定を覆すものである。しかし、IASB は、経営者業績指標と第 81A 項における最も直接的に比較可能な小計又は合計との間の差異のそれぞれについて、税金及び非支配持分の影響を注記において別個に開示することを企業に要求するという 2018 年 4 月の決定を再確認した。

（今後の予定）

今後のボード会議で本プロジェクトの範囲に含まれるトピックの議論を継続する。

【5 月 23 日（水）】

開示に関する取組み（アジェンダ・ペーパー11）

（背景）

IASB は、2018 年 3 月の IASB ボード会議において、開示に関する要求事項についての絞った基準レベルでのレビューを行うことを決定した。また、IASB は、当該レビューを進めるために、IASB が開示要求の開発及び文案作成に使用するためのガイダンス（以下「IASB のためのガイダンス」という。）を開発することを暫定決定した。

（今回の会議で議論された主な論点）

IASB のためのガイダンスの開発のアプローチ、及びその最初のステップである IASB による開示目的の使用法について議論が行われた。具体的には、開示要求の開発及び文案作成にあたって、開示要求と開示目的をどのように関連付けるか、及び基準レベルのハイレベルな開示目的の使用について議論が行われた。

（主な暫定決定事項）

将来における開示要求の開発及び文案作成に関して、以下の点が暫定決定された。

- 全ての開示要求について、一つ又は複数の具体的な開示目的を基礎とする。開示目的は、財務諸表の主要な利用者にとって情報が有用である理由、及び財務諸表の主要な利用者が当該情報をどのように扱うことが期待されるかを説明するものでなければならない。
- 全ての開示要求について、当該開示要求の基礎となる目的を明示し、開示要求に含まれる各情報項目と関連する目的を明確に結びつけるように文案を作成する。

また、IASB は、個別の IFRS 基準の中で、ハイレベルな開示目的を使用し続けること

を暫定決定した。こうした目的を示すことで、企業が財務諸表における特定のトピックに関連する全体的な開示を検討し、提供される情報が当該トピックに係る利用者の情報ニーズを満たすかどうかを検討することを促す。

（今後の予定）

IASB のためのガイダンスについて、議論を継続する。

共通支配下の企業結合（アジェンダ・ペーパー23）

（背景）

共通支配下の企業結合（以下「BCUCC」という。）プロジェクトに関して、2018 年 2 月までの IASB ボード会議では、本プロジェクトの範囲及び本プロジェクトの範囲に含まれる取引の分析における出発点として IFRS 第 3 号「企業結合」で示されている取得法を使用することが暫定決定されている。また、2018 年 4 月開催の IASB ボード会議では、スタッフが開発した 2 つのアプローチ（全面公正価値アプローチ及びシーリングアプローチ）について議論され、その後の IASB ボード会議において、当該プロジェクトの範囲に含まれる取引の会計処理方法について議論を継続する予定であるとされていた。

（今回の会議で議論された主な論点）

スタッフはシーリングアプローチに既存の基準の考え方を取り込んだ改訂シーリングアプローチを開発し、当該アプローチについて議論がなされた。

（主な暫定決定事項）

教育セッションであり、IASB は何も決定を求められなかった。

（今後の予定）

本プロジェクトの範囲に含まれる取引に係る会計処理について、今後の IASB ボード会議で引き続き検討することが予定されている。

料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー9）

（背景）

2016 年 12 月の IASB ボード会議（教育セッション）において、IASB スタッフから料金規制の新会計モデルの概要が提示された。2017 年の IASB ボード会議（主として教育セッション）では、新会計モデルの各論点に関する詳細の検討がなされた。

これらを踏まえ、2018 年 2 月及び 3 月の IASB ボード会議では、会計単位、資産及び負債の定義、対象範囲、並びに資産及び負債の認識要件に関して暫定決定がなされた。

（今回の会議で議論された主な論点）

規制資産の測定方法に関して、将来キャッシュ・フローの見積りが変動した場合に、

見積りを見直すかどうか、また金融要素が含まれる場合に将来キャッシュ・フローを割り引くべきかどうかについて、設例を参照しながら議論がなされた。

（主な暫定決定事項）

規制資産の測定にあたって以下を反映することが暫定決定された。

- 規制資産が生成する将来キャッシュ・フローの見積り。当該キャッシュ・フローは、以下から生じるものを含む。
 - 財又はサービスの提供の際に使用された資産のコスト及び発生した営業費用
 - 財又はサービスの提供の際に発生した営業費用に係るマージン
 - 財又はサービスの提供の際に発生した営業費用に係る金利、又は使用された資産のリターン
- 重要な金融要素がある場合には、将来キャッシュ・フローの見積りを割り引く。

また、規制資産が生成する将来キャッシュ・フローの見積りが変動した場合には、将来キャッシュ・フローの見積りを見直すことも暫定決定された。

（今後の予定）

IASB は、規制資産及び規制負債の測定に係る追加論点について議論する。

のれん及び減損（アジェンダ・ペーパー18）

（背景）

IASB は、2015 年 9 月以降、継続して本議題について議論している。2018 年 4 月の IASB ボード会議においては、リサーチ・プロジェクトにおける次の段階をディスカッション・ペーパーとすべきか公開草案とすべきかについて議論をしたが、IASB は決定を行っておらず、5 月の IASB ボード会議で次のステップについての分析を提示する予定であるとされていた。

（今回の会議で議論された主な論点）

今回の IASB ボード会議では、以下の論点が議論することが予定されていた。

- (1) 経営者が実行する可能性が実行しない可能性よりも高い将来のリストラクチャリング及び将来の性能の拡張から生じる期待キャッシュ・フローを使用価値の計算に含めることを追求することに同意するか。

- (2) 本プロジェクトを比較的単純な改善とヘッドルーム・アプローチの 2 つに分割することを望むか。
- (3) 本プロジェクトを 2 つに分割する場合、そのいずれかを先行して進めるべきか、あるいは並行して進めるべきか。
- (4) ヘッドルーム・アプローチに対するフィードバックを求めるために、ディスカッション・ペーパー又は情報要請を公表することを望むか。

（主な暫定決定事項）

IASB は、ヘッドルーム・アプローチのみに関してのフィードバックを求める文書の開発はしないことを暫定的に決定した。また、使用価値の計算に、経営者が実施する可能性の方が高い将来のリストラクチャリング及び将来の性能の拡張による期待キャッシュ・フローを含めることを検討することを暫定的に決定した。

（今後の予定）

今後の会議で、IASB は、本プロジェクトの次のステップとして公表すべき協議文書の形式及び内容についての議論を継続する。

IFRS 適用上の論点（アジェンダ・ペーパー12）

（背景）

IASB は、IFRS 第 16 号「リース」の適用にあたって、リース・インセンティブの取扱いに関して潜在的に混乱が生じるおそれがあることを伝えられていた。この潜在的な混乱のおそれは、リース・インセンティブに関する要求事項の IFRS 第 16 号に付属する設例 13 での説明のされ方によって生じている。

（今回の会議で議論された主な論点）

設例 13 で賃借設備改良の補償を借手が IFRS 第 16 号で定義されたリース・インセンティブとはみなさないとされていることから、IFRS 第 16 号におけるリース・インセンティブの定義の適用方法に疑問が生じており、当該設例における賃借設備改良の補償に係る記載について議論された。

（主な暫定決定事項）

IASB は、次回の IFRS 基準の年次改善の一部として、IFRS 第 16 号の設例 13 を改訂し、当該設例から貸手による賃借設備改良の補償に係る記載を削除することを暫定決定した。

（今後の予定）

当該改訂に係るデュー・プロセスのステップについて議論する。

保険契約（アジェンダ・ペーパー2）

（今回の会議で議論された主な論点）

IASB は、IFRS 第 17 号「保険契約」の適用を支援するための作業（2018 年 5 月 2 日に開催された IFRS 第 17 号に関する移行リソース・グループの会議を含む）についてのアップデートを受けた。

（主な暫定決定事項）

IASB は何も決定を求められなかった。

（今後の予定）

今後の会議においても IFRS 第 17 号についての議論を継続する。

以 上

別紙 1 スケジュール

5 月 22 日（火）

時間（予定）	アジェンダ項目
15:00-17:00	基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21）（予定 120 分→150 分）

5 月 23 日（水）

時間（予定）	アジェンダ項目
9:00-10:00	開示に関する取組み（アジェンダ・ペーパー11）（予定 60 分→45 分）
10:00-11:00	共通支配下の企業結合（アジェンダ・ペーパー23）（予定 60 分→75 分）
11:00-11:15	休憩
11:15-12:45	料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー9）（予定 90 分→50 分）
12:45-13:45	昼食
13:45-14:45	のれん及び減損（アジェンダ・ペーパー18）（予定 60 分→100 分）
14:45-15:00	休憩
15:00-15:30	IFRS 適用上の論点（アジェンダ・ペーパー12）（予定 30 分→20 分）
15:30-16:00	保険契約（アジェンダ・ペーパー2）（予定 30 分→20 分）

以 上